

八、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意（1996年12月2日）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第5条及び第9条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

A. 人の検疫

(1) 合衆国の船舶又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公的目的で運航されるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有航空機、合衆国政府船舶及び合衆国政府用航空機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。

(2) 合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機は、乗船者又は搭乗者の国籍又は地位にかかわらず合衆国軍隊の裏手検疫手続の適用を受ける。

(A) 合衆国軍隊の医務船は、合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負う。

(B) 合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者（士官である必要はない。）を検疫官として任命する。所轄の日本国の検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、任命された検疫官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。

(C) 合衆国軍隊の医官は、必要ときは、前記の各条又は各飛行場において検疫措置を行う。

(D) 合衆国軍隊の検疫官は、検疫伝染病の患者若しくはその死体又はベストに感染した若しくはそのおそれのあるねずみ族を船内又は機内において発見したときは、直ちに所轄の日本国の検疫所長に通報する。

(E) 合衆国軍隊の検疫官は、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が日本国に持ち込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めたと

ときは、あらかじめ所轄の日本国の検疫所長が署名し、委託した検疫又は仮検疫済証に所要事項を記入し、担当検疫官の欄に署名の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国軍隊の検疫官は、仮検疫済証を交付したときは、所轄の日本国の検疫所長に通報する。

(3) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供されていない港又は飛行場に着くときは、日本国の当局による検疫を受ける。もっとも、搭乗している医官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病を持ち込まれるおそれがない旨の証明書を出したときは、検疫済証の交付を受けることができる。

(A) 合衆国の船舶又は航空機は、検疫の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(B) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、検疫に先立って所轄の日本国の検疫所長に通報を行う。

(4) 合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、検疫番号を掲げる。

(5) 合衆国の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し検疫措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本国の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。

(6) 民間の船舶又は航空機により日本国に入国する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その者の要請により、日本国の検疫当局による許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(7) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し、それらの者に対して検疫措置が必要となるときは、所轄の日本国の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検疫措置を通報する。

B. 動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国に
おけるまん延を予防することを目的とする。

(1) 合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物(合
衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用
に供されるものを含む。)並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者
の私有する動物(以下「私有動物」という。)(4)の適用のあるものを
除く。)は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国に
おいて合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検
査を受けたものに限る。当該審査及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から
日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(2) 合衆国軍隊が合衆国以外の国から日本国に輸入する公用の動物及び畜
産物(合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認めら
れた使用に供されるものを含む。)並びに合衆国以外の国から日本国に輸入
されるこれらの者の私有動物であって(4)に定めるものを除いたものは、
日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類審査及び疾病の有無に關
する検疫検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から
日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(3) 合衆国軍隊の動物検疫官は、検査及び証明の結果についての報告を
りまとめ、四半期毎に日本政府の動物検疫所長に対して提出する。日本国
政府の動物検疫所は、合衆国軍隊の動物検疫官が行う検査に立ち会う権利を
有する。

(4) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、これらの者の私
用のために民間の船舶又は航空機により日本国に輸入する動物及び畜産物は、
家畜伝染病予防法施行規則に定める港又は飛行場において日本国の家畜防疫
官による検査を受け、かつ、同法施行規則及び犬の輸出入検疫規則に従って
検査を受ける。適切な書類が添付され、かつ、日本国の家畜防疫官が運当と
認められた私有の犬については、狂犬病予防法に定める措置に関する日本国の家畜
防疫官の指示に従うことを条件として、所有者によるけい留を認める。

(5) 動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当
該伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の
協議を通じて、(1)、(2)及び(4)の場合の動物及び畜産物の輸入の
停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局畜
生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務付けられている動物の疾
病を診断した場合は直ちに報告する。

(6) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び
疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日
本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料
は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の動物検疫所の指示に従い、
合衆国軍隊の承認機関に輸送する。

(7) 輸出の場合は、この合意の規定を準用する。

C. 植物の検疫

- (1) 輸入の禁止されるもの
 - (A) 植物防疫法施行規則表1（同規則別表1をこの手続に添付する。）に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表1に定める植物。日本政府の当局が同規則別表1を改正する毎に、同規則別表1の写しを、日米合同委員会出入調分科委員会を経て合衆国軍隊に提供する。
 - (B) 有害動物又は有害植物
 - (C) 土又は土の附着する植物
 - (D) 前各号に掲げるものの容器包装
- (2) 輸入検査及び輸出国の飛行する検査証明書を必要とするもの

合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する植物（観花植物、しだ類、せんたい類（その部分、種子、果実及びむしる又はこものような加工品を含む。主な例は以下のとおり。）、又はその容器包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表1に掲げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。

 - (A) 植物、植物の部分及び種子又は胚根であって繁殖又は栽培の用に供するもの
 - (B) 生果実又は生野菜
 - (C) 食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産品で熱処理をされていないもの
 - (D) コーヒー豆、ココア豆、こしょう、葉たばこその他の、香料、調味料の原料
 - (E) 乾果（あんず、いちじく、かき、しなせるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、ハイアンアップル、バナナ、パイナップル、ぶどう、マンゴウ、もも及びびりゅうかんについては輸入検査及び検査証明書を免除する。）
 - (F) かます、なわその他のわら工品
 - (G) 樹皮の付着した木材類
- (3) (1) 及び(2) の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本国の植物防疫官に報告する。

告する。

(4) 輸入検査は、合衆国軍隊と日本政府の権限ある者とが共同して行い、追加費用及び生産物の損害が生じないようにできるだけ迅速に行う。検査により、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、合衆国軍隊の代表者と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。

(5) (1) 又は(2) に該当しない品目は、日本国の植物防疫の規定にかかわらず、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により日本国に輸入することができる。

(6) 植物検疫を行う港及び飛行場

(2) により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第6条に定める港又は飛行場を通じて輸入する。

(7) 日本国の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて通報を受ける。当該通報は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれかに所在する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所：

横浜植物防疫所（京浜港）

札幌支所

新潟支所

東京支所（京浜港）

川崎出張所（京浜港）

留萌出張所

室蘭・苫小牧出張所

青森出張所

宮古出張所

大船渡出張所

小名浜出張所

酒田出張所

羽田出張所（東京国際空港）

豊島出張所

晴海出張所（京浜港）

植査支所

成田支所（新東京国際空港）

釧路出張所

小樽出張所

函館出張所

八戸出張所

釜石出張所

石巻出張所

秋田出張所（秋田・船川港）

直江津出張所

日立出張所

千葉出張所

大井出張所（京浜港）

長嶋出張所
八代出張所
佐伯出張所
志布志出張所
佐世保出張所
大分出張所
細島出張所
溝辺出張所（鹿児島空港）

那覇植物防疫事務所：
那覇植物防疫事務所
那覇空港出張所（那覇空港）
嘉手納出張所（嘉手納空港）
石垣出張所

（8）合衆国軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又は必要な品質のものを日本画の源泉から調達することができない場合は、合衆国軍隊と日本国の権限ある当局との間で相互に協定を締結する。

(7)

名古屋植物防疫所：
名古屋植物防疫所
伏木支所（伏木富山港）
豊橋出張所
衣浦出張所
南都呂出張所（名古屋港）
四日市出張所
金沢出張所
敦賀出張所
御前崎出張所

神戸植物防疫所：

神戸植物防疫所

関西空港支所（関西国際空港）

大阪支所
広島支所
姫路出張所
岸和田出張所（阪南港）
丑刃出張所
浜田出張所
水島出張所
岩国出張所
小松島出張所
詫間出張所
松山出張所
須崎出張所
坂出支所
舞鶴出張所
和歌山出張所（和歌山下津港）
境港出張所（境港）
宇野出張所
尾道出張所
平生出張所
高松出張所
今治出張所
高知出張所

門司植物防疫所：

門司植物防疫所（関門港）

福岡支所（博多港）
名瀬支所
下関出張所（関門港）
板付出張所（福岡空港）
鹿児島支所
若松出張所（関門港）
伊万里出張所

資料 74

(お知らせ)

令和6年3月8日
防 衛 省

米軍オスプレイの運用停止措置の解除について

1. 昨年11月の米軍オスプレイ墜落事故に関しては、これまで米側との間で、事故の状況や安全対策等について確認作業を行ってきたところです。
2. このような中、本日、米軍は、オスプレイの運用停止措置を解除した旨発表したと承知しています。(別添1参照)
3. これまでの日米間の確認作業において、事故の原因となった部品の不具合は特定されたと認識しており、当該不具合に対する各種の安全対策の措置を講じることで、安全に運用を再開できると考えています。
4. また、本日、防衛省と在日米軍は共同プレスリリースを発表し、日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、引き続き、日米間で緊密に連携し調整していくことを確認しました。(別添2参照)

(別添 1)

Naval Air Systems Command Press Release

Effective March 8, 2024, Naval Air Systems Command is issuing a flight clearance for the V-22 Osprey thereby lifting the grounding. This decision follows a meticulous and data-driven approach prioritizing the safety of our aircrews.

A U.S. Air Force investigation began following the tragic loss of eight Airmen during the November 29, 2023, mishap off Yakushima, Japan. In response to the preliminary investigation indicating a materiel failure of a V-22 component, the V-22 grounding was initiated on December 6, 2023. The grounding provided time for a thorough review of the mishap and formulation of risk mitigation controls to assist with safely returning the V-22 to flight operations.

In concert with the ongoing investigation, NAVAIR has diligently worked with the USAF-led investigation to identify the materiel failure that led to the mishap. Close coordination among key senior leaders across the U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Air Force has been paramount in formulating the comprehensive review and return to flight plan, and this collaboration will continue.

Maintenance and procedural changes have been implemented to address the materiel failure that allow for a safe return to flight. The U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Air Force will each execute their return to flight plans according to service specific guidelines.

NAVAIR remains committed to transparency and safety regarding all V-22 operations. The V-22 plays an integral role in supporting our Nation's defense and returning these vital assets to flight is critical to supporting our nation's interests. NAVAIR continuously monitors data and trends from all aircraft platforms, so service members are provided the safest, most reliable aircraft possible. The safety of our pilots, aircrew and surrounding communities remains of paramount importance.

(仮訳)

米海軍航空システム・コマンド・プレスリリース

米海軍航空システム・コマンドは、2024年3月8日をもってオスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除する。本決定は、乗員の安全を優先し、細心の注意を払った、データに基づくアプローチによるものである。

2023年11月29日に日本の屋久島沖で発生した航空事故により、8名の乗員が死亡したことを受け、米空軍による調査が開始された。オスプレイの部品に不具合があることを示唆する事前調査を受け、2023年12月6日、オスプレイが運用停止となった。この運用停止の間、事故の徹底的なレビューと、オスプレイの安全な運用再開に寄与するリスク軽減措置の策定を行った。

現在進行中の調査に合わせて、米海軍航空システム・コマンドは、事故を引き起こした部品の不具合を特定するための米空軍主導の調査に真摯に協力した。包括的なレビューと運用再開計画を策定するにあたり、米海軍、米海兵隊及び米空軍の主要幹部間の緊密な連携が最も重要であり、この連携は今後も継続する。

部品の不具合に対処し、安全な運用再開を可能にするため、整備及び手順の変更が実施された。米海軍、米海兵隊及び米空軍は、部隊の具体的なガイドラインに従って、それぞれ運用再開計画を実施する。

米海軍航空システム・コマンドは全てのオスプレイの運用に関する透明性及び安全性にコミットし続ける。オスプレイは、米国の防衛を支える上で不可欠な役割を果たしており、これらの重要なアセットを運用再開することは、米国の国益を支える上で極めて重要である。米海軍航空システム・コマンドは、すべての航空機プラットフォームのデータや動向を継続的にモニターし、軍人に対して可能な限り安全かつ信頼性の高い航空機を提供する。パイロット、乗員及び周辺コミュニティの安全が、引き続き最も重要である。

(別添 2)

Joint Press Release between MoD and USFJ

Effective March 8, 2024, Naval Air Systems Command has issued a flight clearance for the V-22 Osprey thereby lifting the grounding. Return to flight timelines after the issuance of flight clearance for the V-22 are based on operational requirements unique to each service and mission profile. V-22 aircraft will only operate after all maintenance, safety and procedural changes have been implemented. The timeline for the resumption of flight operations of V-22 operated by U.S. Forces and JGSDF in Japan continues to be closely coordinated between the Government of Japan and the Government of the United States.

(仮訳)

防衛省・在日米軍共同プレスリリース

米海軍航空システム・コマンドは、2024年3月8日をもって、オスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除した。オスプレイの飛行許可が発出された後の運用再開のタイムラインは、それぞれの軍種及び任務の性質に固有の運用上の要請に基づく。オスプレイは、全ての整備、安全及び手順の変更が実施された後にのみ運用される。米軍及び陸上自衛隊が運用する日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、日本政府と米国政府の間で引き続き緊密に調整を行っていく。

(お知らせ)

令和6年3月13日
防 衛 省

日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について

・3月8日のオスプレイの運用停止措置の解除を受け、米軍の各軍は、それぞれの指針に従い、適時に運用再開を実行していくこととなりますが、日本国内においては、日米間において、運用再開のタイムラインについて緊密に調整を行ってきました。運用再開までの今後の進め方は、各部隊の任務、運用上の所要、各種安全対策の実施状況により、部隊によりそれぞれ異なってまいりますが、こうした差異を踏まえつつ、日米間で今後の進め方について調整を行ってまいりました。

・今後、陸上自衛隊のオスプレイ及び日本国内の米軍のオスプレイは、段階を経て、任務に対応する能力を回復していく計画です。具体的には、まず、今般の事故の再発防止のための安全対策として示された整備や教育を行います。

・これらの整備等を終えた機体から、順次、基本的な飛行を行い、技能の練度を回復していきます。この基本的な飛行は、必要な安全対策を講じ準備が整った上で、各部隊の指揮官の判断で行われますが、陸上自衛隊及び日本国内の米軍のオスプレイは、3月14日以降、準備が整ったものから順次飛行を開始することを確認しました。

・基本的な技能の練度の回復期間は部隊ごとに差異があり、一定期間にわたるプロセスとなります。陸上自衛隊のオスプレイについては、初飛行後、当面の間、飛行場周辺空域での飛行を行い、必要な練度を回復した上で、次の段階の訓練に進む計画です。米側においても、段階を踏んで慎重に運用再開のプロセスを進めていくことを確認しています。加えて、このプロセスは、一度に全てのオスプレイが飛行を開始していくということではなく、整備等の準備を終えた機体から、段階的に行われる計画です。

・このような慎重なプロセスを経て、基本的な技能の練度を回復した部隊から、順次、基本的な任務やより高度な訓練を経て、求められる任務に対応する能力を回復していきます。

・防衛省と在日米軍司令部は、オスプレイの運用再開に当たっては、飛行の安全確保が最優先であることを再確認し、これらのプロセスを安全確保に万全を尽くしながら、慎重に進めていくとともに、南西地域を始めとする我が国の防衛のため、必要な措置を講じた上で段階的に任務に復帰していくことを確認しております。

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について

1. 2010年から2012年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出した3件について、2018年12月の報道を受けて、2019年1月に、米側より当該3件に関する報告書を入手しました。
その後、当該報告書の内容確認を行った上で、公表可能な内容や部外への漏出に関する米側の認識について、米側に照会を行い、2022年12月に、
 - ・2010年1月、格納庫における漏出、
 - ・2012年10月、ドラム缶から漏出、
 - ・2012年11月、保管されていた容器から漏出したが、これら3件について、いずれも飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないとの回答を得て、本年6月30日以降、関係自治体に対して、ご説明を行ったところです。
その際、詳細な情報を迅速に提供するようご要望をいただいたことから、本日、添付資料のとおり、漏出場所や漏出量等の情報を、提供させていただきます。
2. また、本年6月の報道にあった、2020年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出したとされる3件についても、米側に照会を行い、今月中旬に、
 - ・2020年5月、消防車両から漏出
 - ・2020年8月、消防車両から漏出
 - ・2020年11月、消防車両から漏出したが、これら3件の泡消火薬剤は、原料にP F O S等を含まないものであったこと、また、飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないとの回答を得て、本日、添付資料のとおり、詳細情報を説明させていただきます。
3. 今般の米側との調整に際しては、関係自治体からいただいたご要請も踏まえ、
 - ①基地内の泡消火薬剤の適切な管理及び漏出の再発防止
 - ②日米合意に基づく通報対象であるか否かにかかわらず、基地内でのP F O S等を含む泡消火剤の漏出についての速やかな情報提供
 - ③横田飛行場を含む日本国内の全ての在日米軍施設において、2024年9月までにP F O S等を含む泡消火薬剤の交換を完了する計画について、交換プロセスの加速を要請したところであり、今後、関連情報を地元の皆様に速やかにお知らせできるよう努めてまいります。
4. その上で、関係自治体からは、詳細な情報提供に加え、国の責任において基地内のP F A S漏出に係る地下水への影響について評価等を行うことも要望されているところ、環境省の専門家会議における検討等を踏まえ、防衛省としても、関係省庁で連携しつつ、対応してまいります。

米側から情報提供を受けた漏出の内容

- 【1】 漏出日時：2010年1月11日 11:39
排出量：5～10ガロン（約19～38L）
場 所：格納庫（建物番号1503）
基地外への流出：（報告書に直接の記載はないが、米側は、横田飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないと説明）
- 【2】 漏出日時：2012年10月11日 10:30
排出量：25ガロン（約97L）未満
場 所：倉庫（建物番号953）
原因等：ポリエチレンドラム缶の劣化
基地外への流出：水路・基地外への流出なし（吸着パッドを使用し除去）
- 【3】 漏出日時：不明（報告日：2012年11月29日）
排出量：約800ガロン（約3030L）
場 所：横田消防署（建物番号530）
原因等：タンクから徐々に漏出し、コンクリート床版の間にある床の目地を通して吸収された模様
横田消防署（建物番号530）は、横田飛行場中央部に位置（近傍の基地境界からは約0.6km離れた位置）しており、消防署の床面はコンクリートで舗装されている。
漏出報告書によれば、当該タンクから薬剤が徐々に漏れ出した模様であり、1年以上の期間をかけて発生した可能性がある。排水路や下水道に入った形跡はない。目地を通じて同物質の一部がコンクリートに吸収され、下の土壌に入った可能性を考慮した。建物外に染みがあったものの、この染みは最終的に本事案には関連づけられなかった。
基地外への流出：水路・基地外への流出なし
- 【4】 漏出日時：2020年5月1日 15:30
排出量：1ガロン（約4L）
※漏出したのは原料にPFOS等を含まない水成膜泡消火薬剤。
場 所：横田飛行場
原因等：年次の消防車両ポンプ試験において、泡消火薬剤のバルブを開口
基地外への流出：なし（吸着パッドを使用し除去）
- 【5】 漏出日時：2020年8月26日 08:00
排出量：25ガロン（約95L）
※漏出したのは原料にPFOS等を含まない水成膜泡消火薬剤。
場 所：横田飛行場
原因等：消防車両の日々点検の際、水ではなく混合泡を散布
基地外への流出：なし（コンクリート舗装面で発生。吸着パッドを使用し除去）
- 【6】 漏出日時：2020年11月3日 14:45
排出量：1ガロン（約4L）
※漏出したのは原料にPFOS等を含まない水成膜泡消火薬剤。
場 所：横田飛行場
原因等：消防車両の封鎖された泡消火薬剤タンクの蓋部分から泡が漏出
基地外への流出：なし（アスファルトの道路、駐車場にて発生。吸着パッドを使用し除去）

横田飛行場における泡消火薬剤の漏出について



(お知らせ)

令和5年7月25日
防 衛 省

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について

7月21日に報道があった、2022年6月の横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について、米側に確認したところ、以下の情報が得られ、関係自治体に情報提供を行いました。

- ・2022年6月30日、配管から泡消火薬剤が漏出した。
- ・原液タンク内の泡消火薬剤は交換されており、原料にPFOS等は含まれていない。
- ・基地外への流出はなし。